

○津山工業高等専門学校全学共同利用 スペースに関する規程

〔平成14年6月25日
規程第4号〕

改正 平成15年3月18日規程第7号 平成17年9月27日規程第9号
平成18年3月17日規程第32号 平成20年6月24日規程第15号
平成25年12月18日規程第13号 平成30年12月12日規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における全学共同利用スペースの管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(全学共同利用スペース)

第2条 全学共同利用スペースとは、本校のいずれの系等にも属さない全学共同利用で教育研究を行うスペースをいい、時代の変化や社会的要請に対し、柔軟に対応した教育研究活動を円滑に展開できるよう、弾力的・流動的に運用しなければならないものとする。

2 競争的スペースとは、全学共同利用スペースのうち期間等を限定し競争原理に基づき貸し与えるスペースをいい、新しいプロジェクト等の活性化を図ることを目的とする。

3 共通的スペースとは、全学共同利用スペースのうち利用率の低いスペースを集約化し共通的に使用するスペースをいい、既存施設の有効利用を図ることを目的とする。

(全学共同利用スペースの確保)

第3条 校舎等の新築、増築及び改修（以下「新增築等」という。）を行う場合は、全学共同利用スペースを確保しなければならない。

2 校舎等の新增築等に伴い、跡地スペース（新增築されることになる校舎等に入居する予定の教職員及び学生等が当該入居前に使用している部屋等をいう。以下同じ。）が生じる場合は、これを全学共同利用スペースとして確保するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる既存施設については、全学共同利用スペースとして運用するものとする。

(面積規模)

第4条 全学共同利用スペースの面積規模は、原則として新增築することとなる全体面積のうち、廊下・ホール・便所等共通使用部分を除いた面積の20%を原則とし、改修の場合は、全体面積のうち、寄宿舍、体育施設、管理施設、福利施設を除いた面積の10%を目標に確保することとする。ただし、全体面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。

2 大規模改修時における全学共同利用スペースの確保及びその割合については、当該改修内容に基づき、運営会議の議を経て校長が定める。

3 前条第2項の跡地スペースを全学共同利用スペースとして確保する場合の面積規模

は、当該跡地スペースが存する施設の長等と運営会議で協議のうえ、校長が定める。

(利用の基準)

第5条 全学共同利用スペースは次の各号のいずれかに掲げる教育研究活動を行う場合に利用できるものとする。

- (1) 授業及び課外活動
- (2) 全学的なプロジェクトとして行われる教育研究活動
- (3) 学外の組織と共同して行われるプロジェクト的な教育研究活動
- (4) 個別に行われるプロジェクト的な教育研究活動
- (5) その他の教育研究活動等で、校長が特に必要と認めたもの

(利用の申込み)

第6条 全学共同利用スペースの利用を希望する者は、利用申込書を校長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第7条 前条の利用申込書が提出された場合の許可にあたっては、運営会議の議を経て校長が決定するものとする。

(利用期間)

第8条 競争的スペースを利用できる期間は、原則として5年を上限とする。ただし、教育研究上特に必要があると認められる場合は、運営会議の議を経て、利用期間を延長することができる。

- 2 利用期間の延長を希望する場合は、第6条に規定する利用の申込みを新たに行い、許可を受けるものとする。
- 3 競争的スペースの利用を許可された者（以下「利用者」という。）が利用の許可を得た後、利用期間を変更し、又は利用を中止しようとするときは、直ちに届け出て運営会議の議を経て校長の許可を受けなければならない。
- 4 競争的スペースの利用者が利用を中止するとき、又は許可された利用期間が満了したときは、競争的スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。
- 5 共通的スペースは、利用用途の変更、利用の中止又は利用許可の取り消しが無い限り、利用できるものとする。なお、共通的スペースの利用者が利用の許可を得た後、利用の用途を変更し、又は利用を中止しようとするときは、直ちに届け出て運営会議の議を経て校長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取り消し)

第9条 校長は、利用者がこの規程又は利用許可条件に違反した場合は、運営会議の議を経て、利用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

- 2 校長は、前項に定めるもののほか、特別の必要が生じた場合又は全学共同利用スペースの運営上特に支障がある場合は、運営会議の議を経て、利用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

(工作物・設備費)

第10条 全学共同利用スペースにおける教育研究活動に必要な工作物・設備等の設置に要する経費は、利用者の負担とする。

(施設の管理)

第11条 全学共同利用スペースの施設の管理は、当該不動産補助監守者が行うものとする。

(利用上の義務)

第12条 利用者は、施設及び備品を常に適切な管理の下に注意を持って使用しなければならない。

2 利用者が、故意又は重大な過失により当該全学共同利用スペースの設備及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは許可条件に違反したことにより損傷を与えたときは、利用者は、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(事務)

第13条 全学共同利用スペースに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、全学共同利用スペースの運用に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月25日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日規程第9号)

この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月17日規程第32号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月24日規程第15号)

この規程は、平成20年6月24日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日規程第13号)

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日規程第13号)

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

別表

建物等の名称	全学共同利用スペース（競争的スペース）	面積（㎡）
北館G棟	2階 電子物性実験室	33
第1実習工場	1階 実験室	24

建物等の名称	全学共同利用スペース（共通的スペース）	面積（㎡）
南館E棟	1階 リフレッシュ室（機械工学科）	29
E棟	3階 リフレッシュ室（電気電子工学科）	29
A棟	2階 リフレッシュ室（総務課）	52
A棟	3階 合併教室	154
E棟	3階 選択教室1	58
E棟	3階 選択教室2	59
北館H棟	2階 X線・電顕室	64
	2階 準備室	21
	3階 リフレッシュ室（情報工学科）	23
北館F棟	1階 リフレッシュ室（電子制御工学科）	28
第2実習工場	1階 ものづくり工房	44
図書館・総合情報センター	2階 多目的ホール	274
地域共同テクノセンター	1階 技術相談室	35
	2階 計測解析室	44
	2階 計測解析室2	24
	2階 計算機応用室	60